

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に規定する犯罪被害発生時の報告について

〔平成20年7月1日
通達（務被）第20号〕

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）に規定する犯罪被害が発生した場合の報告等については、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に規定する犯罪被害発生時の報告について（平成17年10月26日付け、通達（務披対）第64号。以下「旧通達」という。）に基づき実施していたところであるが、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第15号）の施行に伴い、旧通達を改正し、平成20年7月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

第1 報告要領

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「犯給法」という。）においては、同法第2条第2項に規定する犯罪被害（以下「犯罪被害」という。）を受けた者があり、一定の要件を満たすときは、犯罪被害者又はその遺族に対し、犯罪被害者等給付金として、遺族給付金、重傷病給付金又は障害給付金を支給することとしている。

このため、犯罪被害に該当し、又は該当する可能性があると認められる被害が発生した場合には、警察本部において、給付金の支給対象事案を把握し、支給裁定事務の適正を期する必要があることから、次により報告されたい。

- (1) 事案認知後おおむね10日以内に、別記様式の各項目のうち、判明した事項を警務部警務課犯罪被害者支援室（以下「支援室」という。）あてに電話報告すること。
- (2) 事案認知後おおむね1か月以内に別記様式により支援室を経由して報告すること。

なお、被疑者未検挙などにより様式の各項目について記入できない場合にあっては、判明した事項を記入して報告し、未記入の項目については判明した時点で追加報告すること。

第2 犯罪被害給付制度の教示

犯罪被害に該当し、又は該当する可能性があると認められる事案で、支給の対象となり得る事案を把握した場合は、犯罪被害者等（犯罪被害者及びその遺族又は家族をいう。以下同じ。）に犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員

会規則第6号。以下「規則」という。)の規定による不支給事由がある場合又は他の法令による給付、損害賠償等との調整が行われる場合であっても、明らかに不支給となる事案を除き、被害者の手引、広報用リーフレット等を直接交付するなどの方法により個別に制度を教示すること。

なお、制度の教示に当たっては、犯罪被害者等の心情を害することのないよう配意すること。

第3 教示に際しての留意事項

- 1 重傷病又は障害のように犯罪行為の時点から相当期間を経て犯罪被害であることが判明する事案、刑事司法手続上は、例えば過失犯と評価される事案等であっても、例外的に犯給法に規定する犯罪被害と解釈し得る余地がある場合も認められるところから、この種事案に対する教示漏れのないようにすること。
- 2 犯罪被害給付制度の教示については、規則の規定による不支給事由がある場合又は他の法令による給付や損害賠償等との調整により不支給となることが明らかな場合など、教示することにより犯罪被害者等の心情を害することが懸念される場合は制度の教示を行わないことができるとしていたが、この場合、教示することによって犯罪被害者等の心情を害するか否かについての判断に相当期間を要し、その後の事務処理の遅延や教示漏れを招くおそれがあるところから、明らかに不支給となる場合を除き制度を教示すること。
- 3 教示を行うに当たっては、公安委員会に対する申請期間を確認しておき、申請期間についても教示すること。

別記様式 略